

船橋市教育委員会会議 7月定例会会議録

1. 日 時 平成25年7月19日(金)
開 会 午後3時30分
閉 会 午後5時40分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 篠 田 好 造
委員長職務代理者 山 本 雅 章
委 員 石 坂 展 代
委 員 中 原 美 恵

4. 出席職員 教育長職務代理者教育次長 松 田 重 人
管理部長 石 井 雅 雄
学校教育部長 藤 澤 一 博
生涯学習部長 瀬 上 きよ子
管理部参事兼教育総務課長 二 通 健 司
学校教育部参事兼学務課長 古 橋 章 光
生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之
財務課長 廣 瀬 清 美
施設課長 小 川 良 平
指導課長 松 本 淳
保健体育課長 三 浦 勤 治
総合教育センター所長 鈴 木 正 伸
市立高等学校長 山 崎 成 夫
文化課長 武 藤 三 恵子
青少年課長 中 村 義 雄
生涯スポーツ課長 石 井 義 男
教育支援室長 成 田 勤
指導課長補佐 大 村 尚
保健体育課副主幹 三 澤 史 子

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第21号 平成26年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに特別支援学校

及び特別支援学級使用教科用図書の採択について

議案第22号 平成26年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

議案第23号 船橋市文化財の指定について

第3 報告事項

- (1) 平成25年度学校徴収金会計事務処理の調査実施について
- (2) 平成25年度全国高等学校総合体育大会等の出場報告について
- (3) いじめ防止啓発カードについて
- (4) 学校給食費公会計化事業について
- (5) 第二次船橋子どもの読書活動推進計画の策定について
- (6) 平成26年度青少年課夏の事業について
- (7) その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただ今から、教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

6月20日に開催いたしました教育委員会会議6月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

【委員長】

それでは、傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております「傍聴人の遵守事項」について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第21号及び議案第22号につきましては、関係職員のみのお出席を求めますことから、報告事項(7)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

また、昨日、教育長である石毛成昌委員が退任されましたが、これに伴って、事務局から何かご報告ございますか。

【教育総務課長】

教育長である石毛委員の退任に伴い、船橋市教育委員会組織規則第7条第1項の規定により、松田重人教育次長が教育長職務代理者となっておりますことをご報告いたします。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、ご報告がございましたが、本日の会議には、教育長の職務代理者として松田教育次長が出席ということです。

また、私からの提案ですが、今後、新たな教育長を任命する必要がある訳ですが、石毛委員の後任委員が教育委員会委員として、議会の同意を受けて市長に任命された後に、教育長も新たに選任し、任命したいと考えますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、そのようにいたします。

また、それまでの間、松田教育次長に教育長の職務代理をお願いすることといたします。

席はそのままでよろしいでしょうか。

【教育総務課長】

教育次長は教育長の職務を代理いたしますが、教育委員ではございません。当然、採決があったときも加わることはございませんので、席はこのままにさせていただきたいと思っております。

【委員長】

わかりました。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第23号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

それでは、1ページ、議案第23号船橋市文化財の指定についてご説明いたします。

船橋市文化財審議会の答申を受け、意富比神社、船橋大神宮の所有する徳川家康寄進状、徳川将軍朱印状 附 東照大権現像、葵紋箱を有形文化財歴史資料として指定するにあたり、本日ご審議をお願いするものです。

昨年、9月に大神宮創祀1900年記念事業として市民ギャラリーにおいて大神宮社宝展が開催されました。

文化財審議会ですべてを視察し、その社宝の価値の高さを確認いたしました。その中でもとりわけ評価の高かった寄進状、朱印状等につきまして、再度調査を行いました。そして、このたびの答申となった次第です。

3ページ(6)の説明のところをご覧くださいとわかりますように、船橋市は、かつて徳川家康や二代、三代将軍が訪れ、本町には、市指定の史跡、船橋御殿跡附東照宮があり、また、市の指定有形文化財船橋浦漁業関係古文書類等にありますが、船橋浦が幕府に魚介を献上する御菜浦であった等、徳川将軍家と深い関わりがございました。こうした土地柄にあり、かつ古くから現在まで船橋での信仰を集めている意富比神社において、これらの資料が現存している状況です。

この中で、徳川家康の寄進状1通、歴代将軍の中で朱印状を出さなかった6代、7代、15代将軍を除いた他の朱印状11通がそのまま現存しております。

その関連資料として、東照大権現像、2幅の掛け軸、これらにはいずれも徳川家の家紋、葵紋が施されております。この朱印状箱並びに掛け軸2幅、それぞれの箱の3つの箱、これらがございます。

これが船橋市の歴史を語る上で欠かすことのできない意富比神社にまもられて残されていることは、極めて歴史的価値が高いというような答申をいただいております。

続いて4ページにそれぞれ寄進状、朱印状の写真をつけておりますが、4ページの一番上が家康の寄進状になります。天正19年はまだ将軍職につく前ですので、これは寄進状ということになっております。

その下から順に二代、三代と朱印状が11通続きまして、7ページに東照大権現像の掛け軸の写真をおつけしてございます。

それと、附として箱なんですけれども、お机の上の葵の紋のついた大きな写真をご覧くださいと思います。

以上がこちらの説明になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

中原委員。

【中原委員】

今、ご説明していただいて、大変貴重な文化財であるということはわかりましたが、保存状態はどうなのでしょう。

【文化課長】

大変よい状況で保存されております。文化財審議会の委員の中に、保存科学の専門の委員もおられまして、その先生からも大変よいということをお聞きしております。

【委員長】

石坂委員。

【石坂委員】

私は昨年、市民ギャラリーで実際に観ましたけれども、本当にどのように保存されていたかと思うぐらい、この朱印状の紙自体もとても綺麗で、文字もはっきりしていて、家康が42歳のときの掛け軸もすごく鮮明だったんです。本当はこれをもっと早くに文化財の指定にされていて展示されていたのかなと思っていたんですけれども、今回するということですよ。

【文化課長】

これが、かつて公開されたのが33年前に郷土資料館で一度展示されているんですけども、それが初めての公開で、その後、まだ余り大神宮としては外には出していなかったということで、昨年の1900年記念に久しぶりに公開されたものです。文化財審議会の委員の皆様からも、これはぜひ文化財の指定をというご意見をいただきました。

【委員長】

ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。

3ページにもあるように、意富比神社でほかの文化財は、(7)にあります、灯明台とお神楽ということなんですか。

【文化課長】

そうです。灯明台は県の指定で、有形民俗文化財になります。船橋大神宮の神樂が市の指定で、無形民俗文化財ということです。

【山本委員】

1つ教えてほしいんですけども、文化財に指定されると、された側のメリットといえますか、そういうのはどのようなことがありますか。

【文化課長】

この教育委員会会議でご審議いただいて、議決をされますと、公示して、大神宮には指定書というものを教育委員会で発行いたします。その歴史的価値を市として指定したということ、一方で支援としては、その維持・管理に関するところで市として補助をしていったりということもございます。

【山本委員】

たとえば、飛騨の家などを指定されると様々な制約を受けるので、余り指定ほしくないようなことも聞いたことがあるのですが、こういうものに関しては制約はあるのでしょうか。

【文化課長】

やはり、所有者の承諾のもとに指定しますので、今回もこれで大神宮側からの承諾書といえますか、了承をいただくようになります。確かに建造物が文化財に指定されますと修繕ですとか、様々なところで制約がかかりますので、所有者の承諾ということが第一になってまいります。

【委員長】

承諾はしてくれるのでしょうか。

【文化課長】

はい。

【委員長】

わかりました。

ほかにはありませんか。

私のほうから1つ。文化財に指定されるということは大変素晴らしいことなので、こ

これは、恐らく、1900年祭があったから出てきたのかもしれませんが、船橋大神宮は、それこそかなり歴史があり、由緒あるところですので、文化財に指定されていないものでも様々なすばらしいものがあると思うんですよね。そういうものはやはり船橋の地域としての財産だと思いますので、そういうものを生かして、もっと町の活性化につなげるとか、町会や商店街と協力して、こういう文化財ももっと活用して、町の活性化のためになるようなことを考えていただければなと思います。

それでは、ないようでしたら議案第23号「船橋市文化財の指定について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第23号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項（1）について、財務課、報告願います。

【財務課長】

平成25年度の学校徴収金会計事務処理の調査実施について、ご説明いたします。

学校徴収金の不祥事を受けまして、平成24年度に見直しをしました学校徴収金会計事務マニュアルに基づきまして処理が実施されているかの調査を実施いたします。

期日は7月22、23、29から31の5日間を予定しております。

なお、調査結果につきましては、改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【委員長】

ただいまご報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（2）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

9ページをご覧ください。

市立船橋高等学校の平成25年度全国高等学校総合体育大会等の出場について、ご報告いたします。

今年度は7月28日から8月20日まで、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県で開催されます。

出場種目は、体操競技部、陸上競技部、男子バスケットボール部、サッカー部、柔道

部の出場が決定しております。

この後行われる水泳の関東大会の成績によって、最終的な出場者が決定いたします。

なお、試合結果につきましては、次回ご報告させていただきます。

また、資料にはございませんが、商業研究愛好会の2名が、8月1日に東京都で行われます第60回全国高等学校珠算電卓競技大会に出場いたします。

最後に、全国高等学校野球選手権大会ですが、千葉大会が7月12日に開幕いたしました。市立船橋高等学校は16日の2回戦から出場し、まず津田沼高校に13対0で大勝し、昨日の袖ヶ浦高校戦では、7対0で勝利しました。

次はベスト16をかけ、明後日21日（日）ですが、千葉県野球場で京葉工業高校と13時45分から対戦いたします。お時間がありましたら、ぜひ足をお運びください。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

石坂委員。

【石坂委員】

野球もぜひ頑張ってもらいたいですけれども、ほかの競技種目のテレビ放送などが決まっていたら、後ほど教えてください。

【学務課長】

はい、わかりました。

【委員長】

それでは、ほかにはございませんか。

ないようでしたら、続きまして報告事項（3）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

以前、概要をお話しいたしました、いじめ防止啓発カードについてご説明をいたします。

今お配りしているカードについてでございますが、全小・中学校の児童生徒、特別支援学校小学部、中学部の全児童生徒を対象に配布いたしました。

目的は、いじめ防止と児童生徒自身が直接相談できる窓口の周知でございます。

配布に際しまして、各学級で表面に記載しております言葉等を活用いたしまして、いじめ防止に関する学級指導等をしていただきました。同時に、裏面の相談窓口の確認を

しております。

各学校で、17、18日あたりに配布していただいたようですが、昨日、小学校2年生から直接電話が入りまして、学校に伝えて相談に乗っているところがございます。

このカードでは、児童生徒が直接相談しやすい窓口の紹介ということ、相談に対して迅速な対応をするということで、青少年センターと総合教育センターの2カ所に限定して記載してございます。

また、表現の苦手な生徒、電話をかけづらい児童生徒のために青少年センターのメール相談アドレスも掲載してございます。

関係機関に相談があった場合につきましては、学校との連携をとりながら迅速に対応に当たるよう、各学校と関係機関に依頼してございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

中原委員。

【中原委員】

これから夏休みに入ると、子どもたちからいろいろと相談もくると思うのですが、これを見せていただくと、受付時間の記載がなく、ダイヤル番号だけですけれども、実際は何時から何時とか対応時間はあるんですか。

【指導課長】

メールはいつでもということになるかと思いますが、電話相談そのものは8時45分から5時15分ということになっております。

【中原委員】

それ以外の時間にダイヤルしたら、留守電というか、何かテープが流れたりするのでしょうか。また、あした8時45分になったら受けますというような告知がないと、子どもたちは困ってしまうかなと思うんですけれども。

【指導課長】

ご指摘のとおりかと思いますが、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【委員長】

ほかにはありませんか。

今、中原委員からもお話ありましたけれども、相談を24時間受けられるような体制があるといいですね。というのは、電話をして、出られずにそのタイミングを逸してしまうと、もう電話をかけてくれない場合もあるんですよ。例えば、そういう応対で、何かアクションみたいなものが必ずあるようにしておいたほうが、この次、電話してみようという気になると思います。いじめって、その一瞬を逃したために後で大きな問題になるということがあると思うので、これはお客様のクレーム対応なんかと同じですけども、そのときに、全部24時間人が対応するわけにはもちろんいかないわけでしょうけれども、ご連絡、ご相談をしてくれた人に対して、できる限り何らかのアクションができるような方策というのを、それこそ本当に留守番電話だとか、録音されたテープでもいいですから、24時間何か対応できるようなものがあるといいんじゃないかなと思います。

そうすれば、本当にいじめを未然に、あるいは小さなうちに解決できるんじゃないかなと思います。ですから、また少し善処していただければなと思います。

【指導課長】

本当にご指摘のとおりでございますので、早速工夫して、再度検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【委員長】

よろしく願いします。

石坂委員。

【石坂委員】

資料だけでしたらどうしようかと思っていましたので、この現物を見させていただいてよかったです。

いじめ防止啓発カードについて、今、中原先生や篠田委員長が言われたとおり、何かしら返信があったほうがいいというのはぜひお願いしたいところですけども、また名古屋市中2の男子生徒が、自殺されてしまったことを受けて、学校では実際気がつかないものなんですかね。例えば、今回の名古屋のお子さんだと、いじめを受けていたというのを、後から行われたアンケートで出てきて、わかったことでしたし、本人がたまたま書き残したことからわかったんですけども、それを未然に防げなかったというのは、誰かが気がついていればどうだったのかなと思います。実際、現場で気づきというのはできないものなんですかね。

わかれば、教えてください。

【指導課長】

大変重要な問題でございまして、それを先に認知、発見するということが非常に重要かと考えています。これは、学校の中だけの問題ではございませんので、家庭でも気づいていただくということは大切かと思っているんですね。船橋市の学校では非常に、認知件数がふえてきたんです。それで、いじめのアンケート調査を年に2回以上やることになっています。それで、子どもの声が上がってきます。その中で、本当に低学年の方はなかなか難しく、何でいじめられたというようなことで回答してくるのはあるんですが、やっぱりいじめられましたという回答については学校のほうで真摯に対応すると、必ず対応してくださいということにしてございますので、それで教員の意識、子どもたちの意識も変わってきたんじゃないかなというふうに思っているところです。

昨年度、家庭向けにはリーフレットをお配りいたしまして、家庭の中でも気がついたらお子さんに聞いていただくようなこと、それから、学校に連絡いただくようなことをお願いしているところです。

このカードは、さらに子どもたちに直接電話してくださいと、連絡してくださいと、迅速に対応しますという、これは我々の一つの決意のあらわれでもありますし、子どもたちにも、そういう意識を持ってもらいたいということでございますので、研修会等は毎年いじめへの子どもたちの見方に対して教員に指導しているわけでございますが、いじめはとにかくなくし、未然に防ぎたいということで対応しているということでございます。

【委員長】

カードをなくす子どももいると思うんですよ。アンケートのときに、このカードをみんなが持っているかを聞いていただいて、必ず子どもがこれを持っている。いいことが書いてあるわけですから、この言葉を見ただけでも、いじめをしようと思っている子どもも気がつくだろうし、いじめをされている子どもも気がつくだろうし、そのアンケートをせっかく2回やるんでしたら、そのときに必ず全生徒が、全員の子どもたちがこのカードを持っているかということを、先生方からちょっと一言声をかけていただく。持っていない子にはまた配るというようなところまでやっていただければと思います。本当に何かあってからでは遅いし、貴重な命に不幸なことがあっては困りますので、細心の注意を払って、非常にいいカードだと思いますので、これを生かすことで考えていただければなと思います。

ほかにはご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、なければ続きまして、報告事項（4）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

保健体育課で進めております学校給食費公会計化事業について、ご報告申し上げます。
保健体育課では、現在、平成27年4月を目標とした学校給食費の公会計化に向けた事業を進めております。

学校給食費の公会計化とは、これまで学校管理の私費として取り扱っていた給食費を、市の歳入歳出予算に組み入れるものです。

お手元の資料の13ページ、中段の「学校給食に関する経費の区分」という表をご覧ください。

学校給食に関する経費には、食材料費、光熱水費、施設設備費、修繕費、人件費などがあり、このうち食材料費のみが保護者の負担となっております。

年間約28億円に上るこの学校給食食材料費を、校長管理の私会計から公の公会計に移行しようとするというものです。

公会計化いたしますと、これまで各学校が学校長の管理のもとで行っていた、1、保護者からの給食費の徴収、2、給食食材業者との契約、3、給食食材業者への支払、4、給食費滞納保護者への督促等を市が一括して行うようになってまいります。

お手元の資料の「会計の流れ（比較）」をご覧ください。

現在、保護者からの給食費の徴収は、各学校が学校長名義の口座で行っておりますが、公会計化後は学校を経由せず、保護者の銀行口座から市の会計管理者口座へ、主に口座振替の方法により一括徴収します。

また、食材料費の支払につきましても、現在は各学校で行っておりますが、公会計化後は、市が歳出予算に計上の上、一括して行います。

これにより、学校職員の給食費徴収のための業務や、業者への食材料費支払い業務は大きく削減されます。また、滞納者のために不足する食材料費を、他の保護者が負担するような不公平も解消されることとなります。

ページをめくっていただきまして（2）公会計化の目的でございます。

公会計化の目指すものとしていたしましては、1、学校教職員の給食費徴収に係る負担の軽減、2、市の歳入歳出予算化することで会計の公正・透明性の確保、3、経理事故の防止、4、費用負担の公平性確保と厳格な徴収管理等でございます。

（3）公会計化の時期としていたしましては、先ほど申し上げましたとおり、平成27年4月実施の給食分からを目標としております。

なお、前納制で行っている中学校につきましても、平成27年4月、5月分の給食費を2月、3月から公会計で徴収してまいります。

（4）公会計化の対象でございますが、学校給食を実施している市立学校、すなわち小学校54校、中学校27校、特別支援学校1校、2校舎の全てを対象と考えております。

また、児童生徒のほか、教職員等の給食費につきましても同様に公会計で徴収、支出することを予定しております。

(5) 公会計化にあたっての考え方がございますが、船橋市の給食の特色、例えば、各学校に栄養士がいて独自の献立を作成し、地産地消等に配慮しながら食材の発注から調理まで行っている自校調理の方式や、A、B献立と弁当持参の中から1日単位で選択できる中学校の選択制については、極力現在の良さを残しながら、会計や契約等の事務内容を市の財務規則等に照らし整理し、適正化してまいりたいと考えております。

2、現状からの主な変更点でございますが、資料14ページの表をご覧ください。

給食の実施方法につきましては、ただいまも申し上げましたとおり、公会計化後も現在の実施方法を変更しない方針です。給食費の金額・決定方法につきましては、現在は保健体育課で基準給食費を決定し、各学校に通知しております。各学校では、これを踏まえて給食費の額を決定しておりますが、実質的には全校統一の金額となっております。

公会計化後は、この基準給食費を市の学校給食費として条例や規則等で定めていく予定です。

なお、公会計化によって、給食費が無償になる等の抜本的な変更を生じるものではないかと考えております。

徴収方法につきましては、現在は学校指定の金融機関に保護者の口座を開設していただき、ここから口座振替を行っておりますが、公会計化後は、保護者が指定する金融機関の口座から市が一括して口座振替を行うように変わります。

徴収回数、徴収時期、手数料につきましては、現在は口座振替の回数や時期、口座振替手数料が学校ごとに異なる状況でございますが、公会計化後、詳しい制度内容は検討中ですが、制度を統一してまいります。

なお、口座振替手数料は、市が負担する方法で調整中でございます。

滞納者への対応といたしましては、現在は各学校で督促状の送付や電話、家庭訪問等を行っております。公会計化後は、入金忘れ等のケースについては、引き続き学校を中心として対応していただきますが、必要な場合には、債権回収の専門部門である税務部の債権管理課と連携して、支払督促等の裁判上の手続きを行うことで確実な回収を図ってまいります。

今後の予定といたしましては、3、スケジュール（予定）をご覧ください。

今年度中に、制度内容や公会計化に伴って必要となるシステム内容について検討を進め、システム業者を公募して選定してまいります。

どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

中原委員。

【中原委員】

公会計化の目的に挙げられている会計の公正・透明性の確保ですとか、経理事故の防止については、非常に重要な点なので、よく検討してお進めいただいているところは評価したいと思います。

13ページの「会計の流れ」について1点、公会計化後のところには、食材料発注という項目が記載されているんですけども、上のほうにはそれがないですね。例えば、早く何かしなくてはいけないとか、今までならもう少し時期を遅らせて発注できていたり、具体的に検討しながらやれていたりしたけれども、この公会計化することによって、そのタイミングが早くなるから今までのように行かないということが起こるのかということについて教えていただきたいです。

【保健体育課長】

公会計化の班を組織しておりますので、班長に変わります。

【保健体育課副主幹】

まず、この図の中で発注という単語がなかったことは、失礼いたしました。公会計化に伴うタイミングでございますが、現状におきましては、各学校から食材料の発注と食材料費の支払、両方を行っていて、食材業者から学校に直接納入されているというような流れでございます。

そして、公会計化後も、各学校で献立を立てているというような船橋の給食の特色を変えるつもりはありませんので、各学校で発注を行うというようにさせていただきたいと思っております。

そういう意味では、基本的な食材発注の時期や方法は変わらない予定でございますが、ただし、口座振替のタイミングなどは、今まで各学校、毎月10日前後に行っていたものが、今度、全市一律で月末になってくるとか、そういったことがございます関係で、厳密には少し時期が変わるということが全くないとは言い切れないかなと思っております。

【委員長】

よろしいですか。

【中原委員】

はい。

【委員長】

ほかには。

山本先生。

【山本委員】

公会計化の目的という、この4つの項目があるんですけども、少しやるのが遅かったのかなという感じがいたします。私も子どもが学校に通っていて、何年かしてから給食費が銀行振替になったんですけども、そのときも各学校で指定する振込先が違いましたので、最初は新たに口座をつくらなきゃいけないとか、そういうことで戸惑いがあったんですけども、今度はこういうことで全部統一され、非常にいいかなという感想を持ちました。

ただ一つ、給食費滞納の問題があり、これを各学校で対応するのは非常に大変だと思うんですけども、学校も把握していないとまずいのかなという気もいたします。そのときに、直接市とのやりとりですと、学校が把握できなくなってしまうんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

【保健体育課副主幹】

今のご指摘なのですが、公会計化し、直接顔の見えない督促となってくることで、滞納率が上がるというような状況が他市においては見られております。そうしたことを考えますと、ご指摘のとおり、全て市で対応するというようなことにはデメリットも考えられますので、現在考えておりますのは、うっかり入金を忘れてしまって、振込不能となった方には、学校のほうで納付書のようなものを印刷して、学校を通して配付するというのを考えております。

そのために、学校と教育委員会事務局がタイムラグなく情報のやりとりができるようなシステムを構築していきたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかにはないですか。

石坂委員。

【石坂委員】

基準給食費を今後、公会計化後は条例等で決めるというお話でしたが、これを低目に抑えろとか、そういった傾向になりかねないかなと心配なので質問なのですが、このあたりはどうでしょうか。

【保健体育課副主幹】

基準給食費につきましては、現在、必要な栄養価や食材の価格などをもとに、保健体

育課の栄養士等が毎年きちんと積み上げる形で計算をして、適切な価格を決定しております。

そういったプロセスにつきましては、公会計化後も大きく変える予定はございませんので、子どもたちがきちんとした栄養価を質の高い食品で得ることができるように、適切な価格を決めていくことになろうかと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかはよろしいですかね。

本当に山本委員もおっしゃっていましたが、もうちょっと早くやればよかったんじゃないかなと思います。学校の先生方の負担も軽減できますし、本来、子どもたちのためにやる仕事が割かれていたんじゃないかなと思いますので、平成27年度の4月と書いてありますけれども、教育委員会と学校で意思疎通を図っていただいて、このスケジュールにとらわれることなく、前倒しでできるよう、検討していただければと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして報告事項（5）について、社会教育課、報告願ひます。

【社会教育課長】

報告事項の（5）第二次船橋市子どもの読書活動推進計画の策定について、ご説明いたします。

資料は17、18ページにわたります。

子どもを取り巻く社会が大きく変化する中で、子どもが人生をより豊かに生きるために読書によって他者を思いやる言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身につけていくことは非常に重要なことでございます。

国においては、平成13年12月に、子どもの読書活動推進に関する法律を公布、施行し、平成14年8月には子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が閣議決定されました。さらに平成20年3月には、新たに子どもの読書活動の推進に関する基本計画が閣議決定されたところです。

また、県においては、平成15年3月に千葉県子どもの読書活動推進計画を策定し、平成22年3月には第二次計画も策定され、子どもの読書活動の推進を図っているところです。

本市においては、子どもが読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむことができる環境づくりを目標に、平成21年4月に船橋市子どもの読書活動推進計画を策定、施行し、家庭・地域・学校など社会全体で計画的に子どもの読書活動を推進してまいりました。

第一次計画の期間は、今年度で終了となりますが、子どもの読書活動を推進するため

に、引き続き第二次計画を策定することといたしました。第二次計画策定においては、第一次計画の進捗状況並びに評価を行い、今後の課題を整理した上で策定していく予定です。

既に第二次計画策定に向けて推進会議を開催し、現在、小・中学校の児童生徒や保育園、幼稚園の保護者に対する読書活動に関するアンケート調査の実施や策定スケジュールなどについて推進会議でご審議いただき、実施しているところでございます。

今後の予定といたしましては、平成25年11月に計画の素案を確定し、12月議会で議長並びに文教委員会に報告し、平成26年1月のパブリックコメントを経て、同年2月に計画を確定して、平成26年4月より第二次計画をスタートさせたいというふうに考えており、現在、策定作業を進めているところでございます。

推進計画策定については、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

中原先生、どうぞ。

【中原委員】

国立国会図書館の属になるのでしょうか、国際子ども図書館に何度か行っているんですけども、子どもたちがどういう環境だという形で本と触れ合えるかとか、読書というものの楽しさを味わえるかということ、質の点も考えて、あそこはいろいろ配慮されているなとすごく感じるんですね。量のこと非常に重要ですけども、読書環境の質についてもやっぱり今度のところではしっかり入れていけるといいなというふうに思っていますので、そういう先進事例といいますか、どういうところを目指して進んでいるのかというようなことが共有できるような機会もあるといいなと、少し高いところを見ながら計画をしっかり立てていくというのができるといいなと感じています。

【社会教育課長】

ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

各図書館の児童担当職員については、それぞれ児童図書館の研修を受けている専門の知識がある職員でございまして、推進会議の中にはもう20年、30年近く地域で文庫活動をやられている方、それから、PTAの代表の方が加わって進めておりますので、今後そういった高いレベルの推進を図りたいので、先進事例を調査しまして、参考にしていきたいというふうに思います。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかには。

石坂委員。

【石坂委員】

読書習慣をつけるのは、やはり小さいころから読書することと私はいつも思っております。以前にも発言したことがあるんですけども、小さいころから子どもたちが本とつながるといいますか、接する機会がたくさんあればあるほど、大人になっていく過程においてもいろんな本と出会える。きっとその本が一生心に残るような本になるとか、自分を支えることにつながっていくと思うので、既に小さいころからそういった機会をつくっていただいておりますけれども、さらに推進していただけるようお願いしたいと思います。

【委員長】

ほかには、よろしいですか。

子どもの読書活動の推進というのは、エンドレスだと思うんですよ。5年ずつに区切られているというものをずっと続けていかなければいけないものだと思うので、そういうつもりでももちろんやられているんでしょうけれども、これから電子書籍だとか、普通の本もありますし、そういうことも視野に入れながら考えていかなければいけないと思っております。

エンドレスだと思いますので、一次、二次、三次とずっと続くものだと思うので、その先々のことも考慮しながらやっていただければと思います。

それでは、続きまして報告事項（6）について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

青少年課といたしましては、報告事項が2点ございます。

19ページをご覧ください。

最初に小学4年生から中学3年生を対象とした、第48回船橋市青少年キャンプ事業でございます。

7月26日（金）から28日（日）までの2泊3日間の行程で、群馬県中之条町にあります野反湖キャンプ場において実施いたします。最終参加者は67名となりました。

次に、小学5年生から中学3年生を対象とした、船橋市・津別町青少年交流事業がございます。今年は、船橋市の子どもたちが北海道の津別町へ訪問する年に当たり、8月3日（土）から7日（水）までの4泊5日間の行程で実施いたします。最終参加者は37名となりました。

両事業とも、普段の生活環境とは全く異なった大自然の中で、ほとんどの子どもたち

が生まれて初めて親元を離れ、学年も学校も違う子どもたちが集い、互いに協力し合いながら、助け合いながら、たくさんの仲間をつくり、この夏一番の思い出となるよう、関係団体のご協力をいただきながら実施する予定でございます。

青少年課からは、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

中原委員。

【中原委員】

準備を進めていただいているところだと思うんですけども、最近の大気の不安定な状況で思わぬ事故などで、余りにいろんなことが起こるので心配なんですけれども、このキャンプ場は、突発的な事故が起こりそうにない状況なのかどうかというあたりはどうですか。

【青少年課長】

先週でしたか、私どもの職員が2名、行程を全て回って現地視察を行いました。自然災害があったときなどのために、町役場の近くの病院を紹介していただき、総合病院の事務局にご挨拶に伺ってきております。また、委員ご指摘のとおり、天候の急変等、その情報を得るためにラジオや携帯電話の優れたものを用意しようと思っております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかにはありませんか。

中原先生がおっしゃったように天候のことがあって、十分気をつけて行っていただきたいというのと、あと、日本は南北に長い土地柄で、ちょうど群馬が真ん中、北海道が北、あと南というものもあって、その辺がどうなのかなと思います。南というのはひとつ沖縄という日本の米軍基地がありますし、そういうところも若いうちに見ておくなど、その辺も頭に入れて考えられたらいいかなものかなというふうには思います。これは、意見でございます。

ほかには何かございますか。

それでは、続きまして報告（7）その他で何か報告したいことがある方は、報告願います。

【教育総務課長】

去る、7月11日（木）、市議会文教委員会の視察及び文教委員会が開催されました。視察に同行し、臨時の文教委員会に出席いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、旭硝子跡地のマンション、みらSATOと呼ばれておりますが、そこから市場小へ運行されているバスを利用して通学している市場小の児童の実態について、主に学校側から説明を受ける形で視察は行われました。

午後1時30分から市場小学校の生活科室におきまして市側からの出席者は市場小の校長、教頭、それから教育委員会から管理部長、教育総務課、保健体育課、児童生徒防犯安全対策室の出席で行われました。

視察の際の主な質疑の内容としましては、徒歩通学中やバスの交通事故に対して保険の対応はどうか。バスの通学に関して、子どもたちや親の声はどうか。市場小の海老川沿いの門は船橋小学校専用と聞いていたが、市場小の子も利用しているのか。バスは15年間運行するとも聞いているが、そうなのか。バスが自然災害等で動かなくなったときの対応はどうか。保護者との連携はどのように行うのか。市場小の教室は足りているのか。バスに乗車する時間はどのくらいか。徒歩通学を希望している子どもはいるのか。児童が集中する時間帯、行事等があった場合に、バスは増発するのか。みらSATOのマンションの子どもたちのうち、放課後ルームを利用している子はどの程度いるのか。市内でスクールバスを使っている学校はあるのか。バスの費用はどこが支払っているのか。バス運行の責任はどこにあるのか。学区が飛び地となっていることは、学校運営上、不都合はないのかといったような質疑がございました。

以上の質疑の終了後、多少時間がありましたので、市場小学校及び現在市場小学校敷地内に移転している船橋小学校の児童の様子を、文教委員さんや、私どもも一緒に校内を巡回いたしました。

その後、市場小学校の正門から徒歩でバスの乗降場所まで歩いていきまして、そこから運行されているバスに下校する子どもたちと一緒に乗車し、みらSATOまで行って、そちらで下車いたしました。

その後、マイクロバスに再び乗車いたしまして、塚田と新船橋の間の西側にありますAGCテクノグラス中山事業場をバスの中から見学いたしました。

視察を終えて市役所に戻った後、引き続き16時20分より、バスの中から視察いたしましたAGCテクノグラス跡地の取得交渉の進捗状況についてということで、文教委員会が開催されました。

こちらには、市側からは企画財政部長、政策企画課、それから、管理部長、教育総務課、学務課が出席いたしました。

この際の主な質疑の内容といたしましては、みらSATOのところの市場小に通っている子どもたちの中学はどこに進学するのか。AGCテクノグラスのところに土地の取得を要望しているが、ここには中学校は設置するのか、その必要性をどう考えるか。A

G Cの交渉は誰を相手方として行っているのか。公共施設は、現在不足しているという認識か、それともこれから不足すると市は認識をしているのか。A G Cの土地取得ができなかった場合、周辺の学校で対応できるのか。小学校、中学校をつくるには、用地取得費や建設費などでどの程度かかるのか。また、その際の補助や起債はどのようなのか。船橋市周辺で、最近、学校新設を行ったところはあるのか、といったような質疑がありました。

最後に、文教委員会として、A G Cの土地取得について応援することはいとわれないが、市からも議会に情報をどんどん出してほしい。交渉経緯や情報の提供、進捗があれば伝えていただきたいという文教委員長の発言がございました。

以上、まだ正式な文教委員会の議事録は出ておりませんので、簡単にご報告いたします。以上でございます。

【委員長】

何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

今の質問に対して、何という回答をされたのでしょうか。

【教育総務課長】

では、回答をご報告いたします。まず、徒歩通学中や、バスの交通事故に対する保険の対応ということでございますけれども、これにつきましては、交通事故の場合には、一般的に加害者の保険が適用される。その他につきましては、ひき逃げ等、相手が特定できない場合については、スポーツ振興センターの保険が適用される。

バス通学に関し、子どもの声や親の声はどうかという質問につきましては、入学当初は親御さんも心配されてバスに同乗される方もいましたけれども、現在は同乗されている方はいないと。むしろ、バスの中は子どもたちだけになってしまうので、子どもたちがバスの中で開放的になってしまっ騒いだりするのが逆に心配という声で、学校側としても指導しているという話がありました。

それから、海老川沿いの門ですけれども、当初、船橋小学校が市場小敷地内に移転する際に、その子どもたちのために門を新設したんですけれども、現在は門のところにも市場小学校西門といった表示をして、みらS A T O側から来る子どもたちも利用していますという学校からの回答がございました。

それから、バスについては15年間運行予定と事業者から聞いていると回答しております。

それから、バス運行について、動かなくなったときの対応、保護者との連携ということにつきましては、バスの動かなくなったとき等については、バスの運行の委託先が新京成バスとなっておりますので、そちらのほうと連携をとることになります。災害等でバスがもし運行ができなくなって、登校ができないという場合には、子どもたちには無

理に学校に来させないという方針だということでございます。

市場小の教室数は足りているのかという質問につきましては、市場小につきましては、クラスの児童数が比較的少ないということで、多少ふえても大丈夫だという学校側からの回答がございました。

それから、バスに乗車している時間でございますけれども、道路が混んでいると15分程度かかることもあるけれども、すいているときは7分ぐらいで着くこともあり、平均すれば10分ぐらいだというふうに学校側から回答しております。

それから、徒歩通学を希望している子どもはいるのかという質問につきましては、現在、全員がバス通学をしているという回答でございます。

それから、児童が行事等で集中するときのバスの増発につきましては、特別なダイヤをお願いしていると学校側から回答してあります。

それから、みらSATOマンションの子どものうち放課後ルームには何人在席しているのかということにつきましては、1年から3年生までで、5人ということでございます。

市内でスクールバスがある学校ということでございますけれども、特別支援学校と豊富小学校で、市で運行しているスクールバスがありますと回答しました。

それから、バスの費用負担、これはみらSATOマンション入居者全員が均等に負担していると聞いて、回答しております。

それから、学区が飛び地となっていることは、学校運営上不都合はないかという質問につきましては、学区が飛び地となっている学校は市場小だけではないわけでありましてけれども、市場小にとってはこういうことは初めてなので、スクールガードなどをお願いする場合に、いろいろ考えることが多くなっているというように回答しております。

続きまして、文教委員会のAGCテクノグラスのほうについて、回答いたします。

市場小の中学の進学先は学区は船橋中学校となっており、船橋中学校での受け入れは可能であると回答いたしました。

それから、中学校を設置する必要性についてですが、これにつきましては、このときに、小学校、中学校両方なのか、それとも小学校だけなのかといったような質疑はいろいろございましたけれども、教育委員会としては、まず第一は小学校だと考えておりましたけれども、企画財政部より、用地がどの程度確保できるかというのがわからない状況であるけれども、市としての意気込みでは小・中学校も含めて全用地を取得していきたいぐらいの意気込みでいきたいといった回答がございました。

それから、AGCテクノグラスの誰を相手方として交渉しているのかということにつきましては、取締役と会って話をしていると回答しております。

それから、公共施設が基本的に現在も不足しているのか、それとも、これから不足するのかという質問につきましては、これも企画財政部のほうから回答いたしましたが、あの周辺にはまだ現在でも農地等があるわけございまして、そういったところが開発されれば、すぐにでもAGCの用地が開発されなくても、教室不足になるような実態は

あるということで、また、企画財政部からは、現在みらSATOから市場小へバスを走らせていることについても、改善させたいという思いもあるというような答弁がございました。

それから、土地取得ができなかった場合に、周辺の学校で対応できるかという質問につきましては、このときは、西海神小の例を挙げられておりましたので、西海神小につきましては多目的教室、それから多目的スペース、将来普通教室に転用する部屋をかなり確保してございますので、その辺で11教室までは確保できるので大丈夫だと。ただ、法典西小については増築の対応が必要になるのではないかとということで回答しております。

また、小・中学校をつくる際の用地取得費、建築費はどの程度かかるのかという質問につきましては、小・中学校合わせると100億円以上かかるといった回答をしております。

ただ、企画財政部から補助金が出ること、それから補助金が出ない部分について起債、借金ができるということで、実際は市から直接出すお金は1割程度になるのではないかと、答弁したと記憶しております。

それから、周辺市で学校新設を行ったところはあるかという質問につきましては、最近、流山市で行っているという回答をいたしております。

質疑については、以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

今、説明していただきましたけれども。

【管理部長】

1点だけ、補足させてください。

学校の視察の中で、教育総務課長がバスの利用負担という形で、学校側から先ほどあったような回答はいたしました。文教委員に元建設委員がいらっしゃいましたので、開発業者がバスの運行については負担をしますということについて、以前、建設委員会に出ましたというやりとりもございましたので、報告いたしました。

以上です。

【委員長】

バスに関しては、開発業者が負担している。負担は均等だという話がありましたよね。ほかにはございますか。

それでは、ないようでしたら、その他の報告はございませんか。

【文化課長】

文化課から1件、ご報告させていただきます。今年度の文化課の新規事業として4月にご説明した、船橋市美術館運営等検討委員会についての現在の状況なのですが、立ち上げに向けて、今、準備中です。

それで現在、委員の選定を進めております。市民公募枠は本日締め切り予定だったのですが、応募状況が余りよくないため、26日まで締め切りを延長したところです。それで、来月の教育委員会議にて委嘱の議案提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

ほかにはございますか。

それでは、ないようでしたら続きまして、議案第21号及び議案第22号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席を願います。

(非該当職員退室)

【委員長】

それでは、議案第21号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

本日、午後からの教科書の勉強会、どうもありがとうございました。大変貴重なご意見、ご質問をいただき、我々も大変勉強になりました。

それでは、別冊1ページをご覧ください。

議案第21号について、ご説明を申し上げます。

平成26年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級使用教科用図書の採択について、ご審議をお願いいたします。

平成26年度に船橋市立小・中学校並びに船橋特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会規則第3条第15号の規定に基づき議決を得る必要があるため本議案を上程いたします。

本年度の教科書採択の事務は、義務教育小学校の教科用図書無償措置に関する法律第14条の規定及び千葉県教育委員会の指導により、1つとして、小学校及び中学校用教科用図書は平成24年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

2つとして、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科書については、毎年度異なる図書を採択できることとなっております。したがって、本年度、本市で採択の検討をしなければならないものは、特別支援学校及び

特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書、すなわち一般図書ということになります。

これらにつきましては、7月8日付けで、船橋市教科用図書選定委員会から専門調査員の報告に基づき選定を行った結果の報告を受けましたので、本日の議案として上程しております。

それでは、特別支援教育の教科用図書の採択の検討に先立ちまして、まず、平成26年度に使用する小学校及び中学校の教科用図書の採択をお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、教育委員の皆様には採択していただきます教科用図書は、平成24年度に採択した教科書と同じものになります。

小学校使用教科用図書は、別冊の議案書2ページでございます。

中学校使用教科用図書は、3ページに記載してございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、平成26年度に使用する小学校及び中学校の教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、平成24年度に採択された平成25年度使用教科用図書と同一のものを採択するということです。

なお、発行者及び書名については、2ページ及び3ページ、別表1、別表2に記載されている平成26年度使用教科用図書のとおりです。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。平成26年度使用の小学校及び中学校の教科用図書として、平成24年度に採択されたものと同一のものを採択することといたします。

続きまして、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の選定結果について、説明願います。

【指導課長】

平成26年度特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書選定の結果につきましては、この後、船橋市教科用図書選定委員会委員長であります松田教育次長からご報告いたしますので、教育委員の皆様にはご審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、教科書についての質問は、総合教育センター教育支援室長に答えさせますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【教育次長】

それでは、教科用図書選定作業の概要について、ご説明いたします。

本年4月の教育委員会会議定例会におきまして、平成25年度船橋市教科用図書選定委員会規約についてご承認をいただき、5月の定例会におきまして選定委員会の委員についてご承認をいただいたところです。

5月27日に第1回船橋市教科用図書選定委員会を開催いたしまして、規約の確認、会議の予定、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査研究するための専門調査員を承認いたしました。さらに6月6日、専門調査員会を開催し、学校教育法附則第9条本の調査研究を依頼いたしました。

調査研究に当たっての観点につきましては、お手元の平成26年度使用教科用図書調査研究報告書、この青いほうの1ページから2ページでございますように、「内容について」、「組織・配列について」、「表現について」、「造本について」の4項目それぞれに調査研究の観点を示してございます。

7月8日、第2回の教科用図書選定委員会を開催をいたしまして、専門調査員から調査研究の報告を受け、選定委員7名の協議の上で選定したものでございます。

以上が概要でございますが、次に、選定結果についてご説明をいたします。

特別支援学校小学部、中学部及び小・中学校の特別支援学級に在席する児童生徒の教科用図書につきましては、ただいま採択いただきました文部科学省検定済み教科書、次に別冊議案書の6ページをご覧ください。中段にある「2、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」、いわゆる星本、星の形がついているものですが、星本を使用することが原則となっておりますが、児童生徒の障害の種類や程度など、実態に応じて学校教育法附則第9条の規定により、一般図書の中から選べることとなっております。

この一般図書につきましては、毎年度採択をしていただけるものでございますが、選定に当たりましては、先ほど申しました児童生徒の障害の種類や程度に合った教科用図書を選ぶということから、選択の幅を持たせることが必要であると考えました。したがって、選定委員会といたしましては、専門調査員の報告の中で、特に問題となる事項が指摘されたり確認されたりといったことがございませんでしたので、新しく千葉県教育委員会が追加した国語2冊、生活・社会2冊、職業・家庭1冊の計5冊を全て選定したところでございます。

具体的には、別冊議案書4ページから6ページの表で、欄を網かけしている部分でございます。

国語では、10番、偕成社の「エリック・カールの絵本（ぬりえ絵本）ごちゃまぜカ

メレオン」、34番、PHP研究所の「子どもの字がうまくなる練習ノート」の2冊でございます。

生活・社会では、8番、学研マーケティングの「あそびのおうさまずかん7 たべもの」、20番、東京書店の「わくわく音あそびえほん ヒュルヒュルドカーンおまつりたいこ！」の2冊でございます。

職業・家庭では、18番、山と溪谷社の「家庭科の教科書小学校低学年～高学年用」の1冊でございます。

なお、網かけ以外の欄記載の一般図書は、昨年度も採択していただいておりますので、本年度選定した5冊を加えてよろしいかご審議いただきまして、国語で40冊、算数、数学で26冊、生活・社会で28冊、職業・家庭で18冊、外国語で5冊の合計117冊を採択していただくこととなります。

あわせて、6ページに記載してあります「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」、いわゆる星本につきましても、採択をお願いいたしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただ今、平成26年度船橋特別支援学校及び小・中学校特別支援学級使用教科用図書について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

1冊、ちょっと気になりましたのが、偕成社の「エリック・カールのぬりえ絵本」なんですけれども、これは1人の方が塗ってしまったら、その後の方は使えないのでしょうか。

【教育支援室長】

1人1冊となっております。

【委員長】

よろしいでしょうか。

【石坂委員】

特別支援学校と特別支援学級で使うということですが、通級指導教室にも置かれるのでしょうか。

【教育支援室長】

通級指導教室におきましては、これらの教科書を使うということとはございません。

【委員長】

ほかには、よろしいでしょうか。

山本委員。

【山本委員】

一般の教科書の場合は、国から無償で配布されると思うんですけども、財源はどこから出ているんですか。

【教育次長】

教科書ですので、国の費用になります。

【山本委員】

一般図書でも。

選ぶのは、こちらのほうでも選んでいいという規定になっているわけですか。

【教育支援室長】

これらが、先ほどありましたように検定本、それから著作本でない場合に、これは各教科1人1冊をとることができますので、同じ扱いになります。教科書と同じ扱いになりますので、全て教科書として認定しています。

【石坂委員】

教科書だから1人1冊というのは当たり前ですけども、国語だとこの40冊の中から1冊。それは先生方が決められるんですか。

【教育支援室長】

担任が子どもの状況に合わせて、この中から選定することができます。ただし、学年1冊ですので、同じものを次の学年でとることはできません。ですから、必ず年々記録をとって、同じものをとらないようになっております。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、平成26年度に船橋特別支援学校及び小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書について採決いたします。

本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

平成26年度に船橋特別支援学校及び小・中特別支援学級において使用する教科用図書として、別添のとおり、本年度追加分を含む学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。

以上により、議案第21号「平成26年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級使用教科用図書の採択について」は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、別冊7ページをご覧ください。

議案第22号についてご説明いたします。

平成26年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択についてご審議をお願いいたします。

平成26年度に、船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会規則第3条第15号及び船橋市立高等学校管理規則第15条の規定に基づき議決を得る必要がございます。そのために、本義案を上程いたします。

本年度から高等学校の学習指導要領が改訂となっておりまして、第1学年から学年進行で実施されているということから、平成26年度は、第1学年、第2学年が新しい教育課程で学習することになります。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員長でございます山崎校長から説明がございます。

説明後、ご審議のほどよろしく願います。

なお、教科書についてのご質問は、船橋高等学校校長に答えさせますので、よろしく願います。

以上でございます。

【市立高等学校長】

市立高校校長山崎でございます、よろしく願います。

市立高等学校の教科用図書の選定につきまして、概要を説明をさせていただきます。
お手元にございます、平成26年度使用教科用図書研究報告書、この白い表紙の分厚いほうでございます。こちらをご覧いただければと思います。

まず、2ページをご覧ください。

本校での教科用図書の選定に当たりまして、先ほど教育次長からのご説明もありましたが、採択に関する要領に基づきまして、1、内容、2、組織（配列）、3、表現、4、造本、この4つの観点から調査研究をさせていただきました。

その結果、3ページから5ページまでにある60冊を選定いたしました。

種類が多くございますが、本校が普通科、商業科、体育科の3学科を有し、さらに普通科の中でも3つのコース、文系、理系、留学教育コースというのがありますが、3つのコース、また、商業科でも3つの分野、簿記、情報、流通など、こういった特色ある教育課程を設定し、きめ細かな指導を行っているためでございます。

次に、本日までの選定の経過について申し上げます。

平成25年度船橋市立船橋高等学校教科用図書採択要領に基づきまして、まず教科書選定委員会、この要領の中で教科書選定委員会と定めております。教科書選定委員会を設置し、5月17日に第1回の委員会を開催いたしました。

その後、各教科ごとに、教科主任が中心となり、教科書研究会を3回から5回開催し、選定本を教科書選定委員会に報告をいたしました。

これを踏まえて6月20日に保護者の代表、本校の場合は父母と教師の会の役員を加えまして第2回の委員会を開催し、意見を求めたところでございます。

その結果、来年度につきましては、3ページから5ページにございますとおりの60冊、そのうち右側から2つ目の欄に新規とございますが、新規のところは丸がついておりませんが新規本22冊、丸がついておりませんところは継続本38冊、計60冊ということに選定をさせていただきました。

なお、新規本につきましては、先ほどご説明がありました新学習指導要領の実施に伴いまして、つまり今年度入学生からの実施となっておりますので、新規本につきましては、第2学年で使用するものが増えております。

また、数学、理科につきましては、新学習指導要領を平成24年度から先行実施しております関係で、第3学年で使用するものになっております。

それでは、本日は丸がついております新規本22冊の選定理由について、ご説明をさせていただきます。

資料は6ページから27ページについて新規本の選定理由書となっておりますが、先ほど冒頭で申し上げました調査研究の4つの観点及び比較本と対比するという意味合いから、28ページ以降の調査研究報告書のつづりをもって説明をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に丸がついておりますが、現代文B、31ページをお開きください。

この科目につきましては、普通科、商業科、体育科の2年生2単位及び3年生3単位の科目でございます。

選択いたしました数研出版社の教科書は、現代文、古文、漢文、いずれの分野も精選された教材がバランスよく採用されており、導入が丁寧、また、文法事項が適切にまとめられており、脚注、脚問の分量が適切でございます。また、こういった事柄から便覧としての機能も持たせる工夫がされており、読解力の養成に適しております。

また、表現の実践、言語活動という課題が設定されていて、表現活動もスムーズに行えるように工夫されております。

なお、比較本につきましては、その次の32ページ、33ページに同じく報告書が掲載してございます。

この後、説明いたします選定本、それから比較本につきましても同様に、一番最初のページに選択本、選定本、その後に比較本が原則としては2冊。後ほど説明いたしますが、数学活用や商業科の一部の科目では比較本が1冊のものもございますが、それをご了解ください。この形で、引き続きご説明をさせていただきます。

次に、古典Bでございます。34ページをお願いします。

この科目は、普通科2年生3単位、3年生2単位の科目です。

選定いたしました三省堂の教科書は、古文と漢文の両方とも第一単元に工夫が見られ、無理なく古典学習に取り組めるような配慮が見られます。また、本文の理解のために写真や図版の収録が適宜なされている点などを評価させていただきました。

比較本は、35、36ページになります。

次に、地理・歴史科の世界史A、46ページをお願いします。

この科目は、普通科2年生、理系コース、商業科2年生で2単位の科目でございます。

選定した山川出版社の教科書は、特に日本史との関連を重視した編集に特徴があり、当時の日本はという点を、世界と日本との比較で強調しております。義務教育段階で学んでいる日本史の内容を生かしながら、世界史の授業を進めることができると判断いたしました。

比較本につきましては、47ページ、48ページとなります。

次に、世界史Bです。49ページをお願いします。

この科目は、普通科2年生、体育科2年生で4単位の科目でございます。

選定いたしました山川出版社の教科書は、各章の導入部分に工夫が見られます。それは、テーマと題したページで、生徒たちは、ここで、これから取り上げる地域の歴史の大まかな流れを俯瞰することができます。また、本文は比較的容易ですが、脚注の解説欄で詳細な部分も解説されている点などを評価いたしました。

比較本につきましては、50ページ、51ページとなります。

次に、数学でございます。数学B、先に79ページをお願いします。数学につきましては、この報告書に記載されている観点とは少し異なる点でご説明させていただきます。

が、本校では平成24年度から数学で新教育課程を先行実施することになり、1年生の教科書を数研出版の「新編数学Ⅰ」及び「新編数学A」に変更いたしました。

実際に使用したところ、基本的な事項から発展した事項まで各単元の内容が片寄りなく適切に取り上げられ、その教材もよく精選されており、生徒の理解度に応じて問題演習の質や量を調節しやすい教科書であることが確認できました。

これを踏まえて、今年度、2年生の数学Ⅱについても、数研出版の教科書を選定させていただきます。

現在、この科目は、普通科3年生の文系コース、2単位で実施する動きですが、来年度、1年生から学習している流れを引き継ぐ形で数研出版社の「新編数学B」をやるのが適当であるというふうに判断いたしました。

戻っていただきまして、数学Ⅲになります、73ページをお願いいたします。

この科目は普通科3年生理系コースで5単位の科目でございます。ただいま説明いたしました数学Bと同様に、数学Ⅲにおいても、1年生からの学習の流れを引き継ぐ数研出版社の「新編数学Ⅲ」を選ぶことが適当であると判断したところでございます。

比較本につきましては、それぞれの後ろの2ページに掲載してございます。

次に、数学活用でございます。82ページをお願いいたします。

数学活用は新たな科目で、体育科3年生、2単位の科目でございます。

この科目の教科書を出版している会社は2社しかございません。そこで2冊を比較して、この実教出版の「数学活用」のほうが現実的で、実際の世の中で起きている事柄をより多く、かつわかりやすく取り上げて、数学的な視点で解説しております。

以上の点を評価させていただき、選定させていただきました。

比較本につきましては、83ページでございます。

次に、理科に移らせていただきます。最初に物理です。90ページをお願いいたします。

この科目は、普通科3年生理系コース、3単位の科目となります。

選定いたしました啓林館の教科書は、既に学習済みである内容についても記載されているなど、系統性を重視した組織配列になっております。

また、生徒がつまずきやすいところが詳しく解説されていたり、適切な問題演習で学習内容を整理しやすくなっています。

比較本につきましては、91ページ、92ページでございます。

次に化学です。96ページをお願いいたします。

同じく普通科3年生理系コース、3単位の科目です。

選定いたしました数研出版の教科書は、教材の精選により基本的事項が明確です。また、領域間同士の関連も理解しやすく、全体的に知識を構築しやすい点がほかの教科書と比べて優れていると判断いたしました。

比較本については、97ページ、98ページになります。

次に、生物です。102ページをお願いいたします。

これも同じく普通科3年生理系コース、3単位の科目になります。

選定いたしました東京書籍の教科書は実験や探求活動を重視し、観察を主とした観察実験と仮説を設定する探求活動に分けるなど、授業への配慮や工夫がなされています。また、基礎、基本の表記も丁寧で、わかりやすく書かれていることを評価いたしました。

比較本につきましては、103ページ、104ページとなります。

理科の最後、地学でございます。108ページをお願いいたします。

同じく普通科3年生理系コース、3単位の科目です。

選定いたしました啓林館の教科書は、図や写真が大きく鮮明で、色づかいや色の濃さも適切で、そこから学び取ることが的確に表現されており、大変理解しやすくなっております。また、課題探求で取り上げるテーマが幅広く、生徒の興味、関心に合わせて展開できるようになっています。

比較本につきましては、109ページでございます。

次に、英語科に進めさせていただきます。

最初にコミュニケーション英語Ⅱ、140ページをお願いいたします。

この科目は、普通科、商業科2年生、3単位の科目となります。

選定いたしました東京書籍の教科書は、題材が異文化理解や日本文化、物語など多岐にわたります。また、それが片寄ることなくバランスよく選ばれており、生徒にとって親しみやすく、興味や関心を持って取り組めるよう配慮されております。また、写真やイラスト、図、表などが豊富で、視覚的に理解しやすいつくりになっていることを評価させていただきました。

比較本につきましては、141、142ページとなります。

次も、同じくコミュニケーション英語Ⅱでございます。143ページでございます。

こちらは、体育科2年生、3単位の科目でございます。

選定いたしました三省堂の教科書は、やさしい内容から徐々に複雑な内容に進んでいくように編集されており、無理なく学習を進められる点が特徴です。また、写真やイラストなど豊富で、かつ適切に配置されており、視覚的にわかりやすいつくりとなっていることを評価いたしました。

比較本につきましては、144、145ページとなります。

次に、英語表現Ⅱです。146ページをお願いいたします。

普通科2年生が2単位のところでございます。

選定した啓林館の教科書は、中学と英語表現Ⅰでの表現能力を基礎にいたしまして、発展的で実践的な学習が可能であること、また、関連する文法項目の説明が丁寧になされている点を評価いたしました。

比較本につきましては、147、148ページとなります。

次に、リーディングでございます。155ページをお願いいたします。

この科目は、体育科3年生、3単位の科目でございます。

選定いたしました文英堂の教科書は、多くのジャンルの話題が取り上げられていること、また、特に長い課につきましては、本文の前に日本語による簡単な解説等が入っており、生徒の理解に役立つよう工夫されている点などを評価いたしました。

比較本は、156、157ページとなります。

英語の最後ですが、ライティングでございます。159ページをお願いいたします。

こちらも体育科3年生、2単位の科目です。

選定いたしました東京書籍の教科書は、シンプルで単純、かつ、よく使われる例文が掲載されており、そこからスタートして段階的に複雑な文章へと移行し、学習達成感を呼び起こすような工夫が見られます。また、見開き2ページで文法項目と練習問題とが完結するなど、生徒が取り組みやすいつくりになっております。

比較本につきましては、160、161ページとなります。

次に、家庭科の教科書でございます。165ページ、家庭基礎でございます。

この科目は、普通科2年生理系コース、2単位の科目となります。

選定した東京書籍の教科書は、A B判と教科書が大きいこと、また、本文や資料、写真などの内容が大変豊富で、十分な情報量が盛り込まれている点の評価させていただきました。

比較本につきましては、166、167ページとなります。

次に家庭総合、168ページをお願いします。

普通科、商業科、体育課2年生の2単位、3年生の2単位の科目となります。

選定した東京書籍の教科書でございますが、先ほどの家庭基礎と同様、A B判という判を使っております。脚注や図、あるいはグラフ資料などに至るまで、興味深い内容が大変豊富に盛り込まれております。生徒が主体的、かつ楽しく学習できる点の評価させていただきました。

比較本につきましては、169、170ページとなります。

最後に、商業科に関する教科書でございます。

まずはマーケティング、177ページをお願いします。

この科目は、商業科2年生、3単位の科目です。

選定した東京法令出版の教科書は、特に重要語句の取り扱いについて、巻末でまとめて解説が示されております。また、生徒が検定試験の際に有効に利用できる点、マーケティングの過程と理論を無理なく理解できるように段階的に編集されている点などを高評価いたしました。

比較本は、178ページとなります。

次に、財務会計Ⅰ、182ページをお願いします。

商業科2年生、4単位の科目となります。

選定いたしました実教出版の教科書は、重要な会計の基礎を十分に理解させるよう編

集されております。また、口絵や図、写真、諸表に実物を掲載するなどして、生徒の理解を図る工夫が見られます。

さらに、検定試験用の例題や練習問題が充実している点などを総合的に評価をいたしました。

比較本が183、184ページとなります。

次に、原価計算でございます。185ページをお願いします。

商業科2年生、3単位の科目です。

選定した実教出版の教科書は、生徒にとって恐らくなじみの薄い製造業の原価計算を平易な記述で用いて説明している点が特徴です。また、フローチャートや箇条書きなどでわかりやすく理解できるように配慮がされています。

比較本につきましては、186ページとなります。

最後にビジネス情報でございます。190ページをお願いいたします。

この科目は、商業科2年生、3単位の科目です。

選定いたしました実教出版の教科書は、最新の内容が掲載されているばかりでなく、表計算ソフト、それからデータベースソフトの利用も図ることで、生徒が情報を整理し、分析、判断することを促すように編集されています。また、情報の国家試験にも対応した内容となっており、それらの点を評価させていただきました。

比較本は、191ページとなります。

以上が、新規本22冊についての選定理由報告でございます。

継続いたします38冊とあわせまして、ご審議いただければと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

中原委員。

【中原委員】

ただいまご説明いただいた中で、比較本を各2冊ずつご用意いただいているんですけども、これの基準といたしますか、2社しかないんだという状況なのか、それとも何社かある中で、比較本としてはこういう基準で2社プラスしているという状況なのか、そのあたりを教えてください。

【市立高等学校長】

比較本が1冊しかないもの、あるいは2冊しかないもの、それも含まれておりますが、多くは、もう少し種類がございますが、市立高校の生徒の実態等に合わせて、主にそれに合ったようなものを中心に選定本をやらせていただいております。

【委員長】

山本委員。

【山本委員】

一連の教科書について、ここまで詳しく説明をしていただいたのは初めてのような気がするんですけども、比較本の評価を見ても、長所しか書いてないので、選んだ理由として、これはこういうところが優れているんですけども、比較している教科書が、ここが劣っているからというような言い方をしないと、何か根拠として、この理由として薄いのかなという印象を全体に持ったんですけども。

【市立高等学校長】

ご指摘のような研究報告書の記載が一部ございますが、例えば50ページ、51ページの世界史Bを見ていただきますと、これは比較本の研究報告書でございますが、例えば50ページの東京書籍のものについては、内容のところの(4)で、後半部分ですけども、一部内容をもう少し詳細に記述されていけば理解が深まると思われる、あるいは、次の組織・配列の(3)のところ、資料に関してですけども、本文と混同しやすいというようなこと、また、右側の51ページの実教出版につきましては、内容の(4)のところ、生徒にはやや難しいと思われる、あるいは、組織・配列の(3)のところ、生徒の主体的な学習のための配慮がなされているが、注の構成が複雑であると、こういうようにそれぞれの教科、科目の中で選定本と比較した場合に、少し使いづらいであろうというような点も盛り込ませていただきながら、報告書はつくらせていただいております。

ただ、本当にあれだけ分厚い教科書を、この報告書の中で優劣をつけてきちんと決めるとするのはなかなか難しい作業でございまして、すぐれた教科書は多いわけですけども、基本的には生徒の実態等に応じて使いやすいもの、先生方としても扱いやすいもの、そういったようなものを基本的に選ばせているということでございます。

【山本委員】

よくわかるんですけども、今の日本史のところですね。あと、商業科のところでも、ちょっとこの教科書はというのもあるんですけども、あと、ほとんど比較本も全部長所しか書いてないんですね。何か所かはあるんですけども、あとはみんな、何とかにすぐれているというふうな形で書いているみたいなので、ここはすぐれているというところも当然いいんですけども、ほかの教科書とせつかく比較しているんだから、ここがこういうところでこの教科書を選んだというような、ほかの教科書と比較してこの教科書を選んだという根拠といいますか、そういうことも記載した方がいいのかなと

いう気がいたしました。

その比較本の欠点を書いてあるところは数カ所ですよ。

【市立高等学校長】

ご指摘の部分、ごもっともでございますが、どここのものが悪いというよりも、基本的には本校で授業をする上で、この教科書が一番なじむのであろうというようところで、それがいい点、取扱いやすさという点に特に選定本に着目して研究させていただいたと、そういうことでご理解をいただければというふうに思います。

【山本委員】

言われていることはよくわかるんですけども、比較本をせっかく出しているんですから、比較してどうだというような記述もあると、一層説得力があるのかなという気がいたします。

【委員長】

ほかにはございますか。

それでは、ないようでしたら、議案第22号「平成26年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第22号「平成26年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」は、原案どおり可決いたしました。

本日予定しておりました議案等の質疑は、全て終了いたしました。

これで教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後5時40分閉会